

投票にあたってのご注意

- 有権者が同伴するお子様(18歳未満)は、投票所内に入ることができます。ぜひ一緒にご来場ください。ただし、お子様が投票用紙に記載したり、投票箱へ投函することはできません。
- 投票記載台の上に鉛筆をご用意しておりますが、ご自身でお持ちいただいても構いません。
- 投票の際の筆記用具は、**鉛筆を推奨**しています。水性ペンやボールペン等は乾きにくく、投票箱の中で他の投票用紙が汚れたり、投票用紙同士が接着したりする恐れがあります。ただし、鉛筆以外の筆記用具を拒否するものではありません。
- 心身の故障などのため、ご自身での投票が困難な方は、職員にお申し出ください。様々な投票方法・投票に際しての支援制度があります(右欄「身体の不自由な方には」をご覧ください)。
- 投票所内で、投票について他の方と相談したり、携帯電話等での通話はできません。
- 投票所内での撮影・録画・録音はできません。
- 感染症対策として消毒液をご用意しています。また、**マスク着用の有無**については、有権者の方々・投票所の係員を問わず、**任意となります**。

身体の不自由な方には

■代理投票

心身の故障等で投票用紙への自書が困難な方は、代理投票ができます。**投票所の係員**が、候補者名等をお聞きし、ご本人に代わって投票用紙への記載をします。ご希望の方は、係員にお申し出ください。

※ご家族等が代わりに記載することは、法律上できません。

■点字投票

目が不自由で、点字による記載が可能な方は、点字投票ができます。点字器は、全ての投票所に備え付けてありますが、ご自身でお持ちいただいても構いません。

■その他

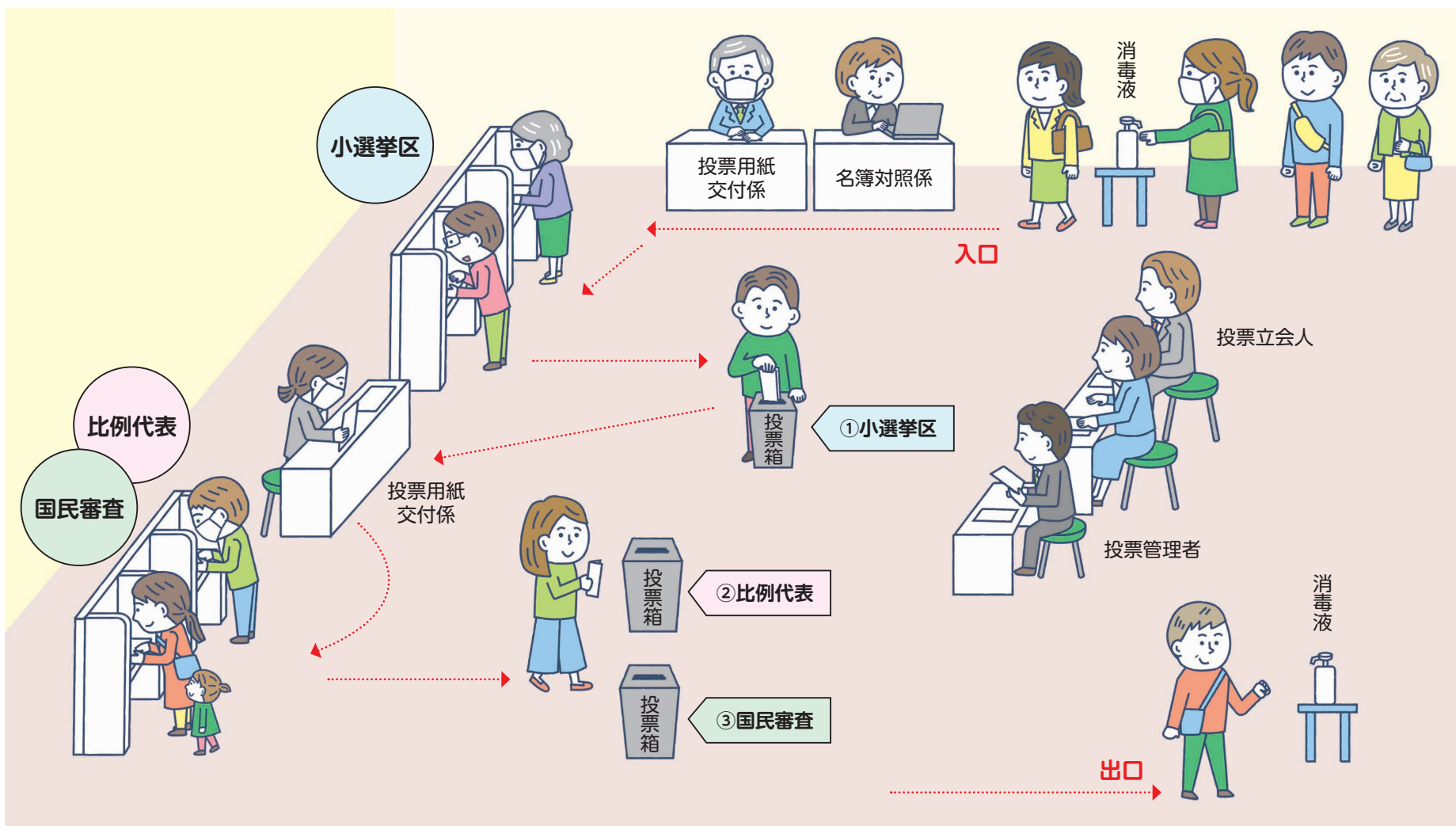
すべての投票所には、老眼鏡・点字器・文鎮・ルーペ・コミュニケーションボード・筆談ボード・車いす等をご用意しています。車いすのまま利用できる記載台もあります。

その他、コミュニケーションが取りづらい方のための「**投票支援カード**」(右二次元コード)のほか、弱視の方が投票用紙へ記載しやすくする「**投票記載補助具**」もご用意しています。ご希望の方は、受付にて係員にお申し出ください。



投票支援カード

投票所内での投票の流れ



※イラスト内における人員・物品等の配置は、あくまで一例であり、実際のレイアウトは各投票所の状況に応じて異なります。

投票の方法

■投票する順序

最初に「衆議院(小選挙区選出)議員選挙」を行い、次に「衆議院(比例代表選出)議員選挙」と「最高裁判所裁判官国民審査」を同時に行います。

■衆議院(小選挙区選出)議員選挙【あざぎ色】

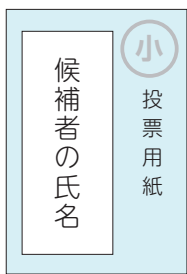
候補者の氏名を1名のみ書きます。候補者の氏名以外のことは書かなくてください。

■衆議院(比例代表選出)議員選挙【ピンク色】

政党等の名称を1つのみ書きます。政党等の名称以外のこと(党首名や比例代表の名簿登載者名など)は書かなくてください。

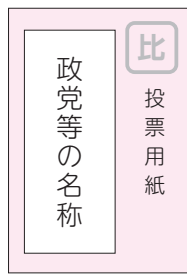
■最高裁判所裁判官国民審査【うぐいす色】

投票用紙には、裁判官の氏名が印刷されています。やめさせたいと思う裁判官がいれば、氏名上の空欄に「×」を書きます。やめさせなくてよいと思う場合は、何も書かなくてください。



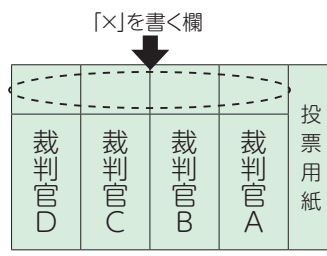
衆議院(小選挙区)

最初に「小選挙区」の投票用紙が交付されます



衆議院(比例代表)

小選挙区の投票が終わった後、「比例代表」と「最高裁判所裁判官国民審査」の投票用紙があわせて交付されます。



※裁判官の人数は、実際のものとは異なります

最高裁判所裁判官国民審査